

## 13. 短期入所療養介護

122

### 13. 短期入所療養介護

改定事項
------

①認知症専門ケア加算の創設
---------------

②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護
------------------------

③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護
---------------------------

④有床診療所等が提供する短期入所療養介護
----------------------

⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護
---------------------

⑥療養食加算の見直し
------------

⑦介護職員処遇改善加算の見直し
-----------------

⑧居室とケア
--------

123

### 13. 短期入所療養介護 ①認知症専門ケア加算の創設

**概要** ※介護予防短期入所療養介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

#### 単位数

＜現行＞ なし	⇒	＜改定後＞ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／日 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位／日
------------	---	---

#### 算定要件等

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
- 施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
  - 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
- 加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。
  - 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
  - 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

124

### 13. 短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

**概要** ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
- ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
- イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
- ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

#### 単位数

基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

	（現行）		→	（改定後）		
	在宅強化型	従来型		在宅強化型	基本型	その他（新設）
要介護1	867	823		873	826	811
要介護2	941	871		947	874	858
要介護3	1,003	932		1,009	935	917
要介護4	1,059	983		1,065	986	967
要介護5	1,114	1,036		1,120	1,039	1,019

#### 算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

125

### 13. 短期入所療養介護 ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

<b>概要</b>	※介護予防短期入所療養介護を含む		
	○ 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。 ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。		
<b>単位数</b>	○ 基本報酬(多床室の場合) (単位/日)		
	(現行)		(改定後)
	療養強化型	療養型	(削除)
要介護1	855	855	-
要介護2	937	937	-
要介護3	1,118	1,051	-
要介護4	1,193	1,126	-
要介護5	1,268	1,200	-
			療養型
			855
			937
			1,051
			1,126
			1,200
	○ 療養体制維持特別加算について		
	<現行>	<改定後>	
	療養体制維持特別加算 27単位/日	療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日(新設)	→
<b>算定要件等</b>	○ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上 ※ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)との併算定可		

126

### 13. 短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

<b>概要</b>	※介護予防短期入所療養介護を含む		
	○ 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。 ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】 イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】 ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。		
<b>基準</b>	○ 診療所(療養病床を有するものを除く。)においては、以下の要件を満たすこと。		
	<現行>	<改定後>	
	イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること	イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること	
	ロ 食堂及び浴室を有すること	ロ 浴室を有すること	
	ハ 機能訓練を行うための場所を有すること	ハ 機能訓練を行うための場所を有すること	
<b>単位数</b>	○ 食堂を有していない場合の減算 25単位/日(新設)		
	<現行>	<改定後>	
	なし	なし	→
<b>算定要件等</b>	○ 食堂を有していないこと。		

127

### 13. 短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

#### 概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

#### 単位数

○ 基本報酬(多床室の場合) (単位/日)

	(新設)					
	I型療養床			II型療養床		
	I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護4:1)	I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1 介護4:1)	II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1 介護5:1)	II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1 介護6:1)
要介護1	853	841	825	808	792	781
要介護2	961	948	932	902	886	875
要介護3	1,194	1,177	1,161	1,106	1,090	1,079
要介護4	1,293	1,274	1,258	1,193	1,177	1,166
要介護5	1,382	1,362	1,346	1,271	1,255	1,244

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

#### 算定要件等

○ 施設サービス(介護医療院サービス費)の算定要件等に準ずる。

128

### 13. 短期入所療養介護 ⑥療養食加算の見直し

#### 概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

○ 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

#### 単位数

療養食加算	<現行> 23単位/日	⇒	<改定後> 8単位/回
-------	----------------	---	----------------

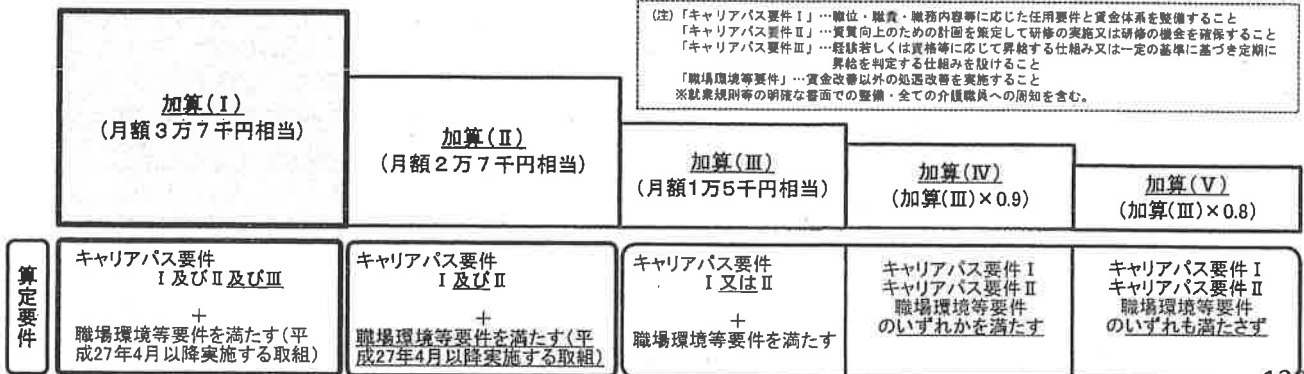
129

### 13. 短期入所療養介護 ⑦介護職員処遇改善加算の見直し

<b>概要</b>	※介護予防短期入所療養介護を含む
<p>○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。</p> <p>○ その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。</p>	

<b>算定要件等</b>
<p>○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。</p> <p>※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。</p>

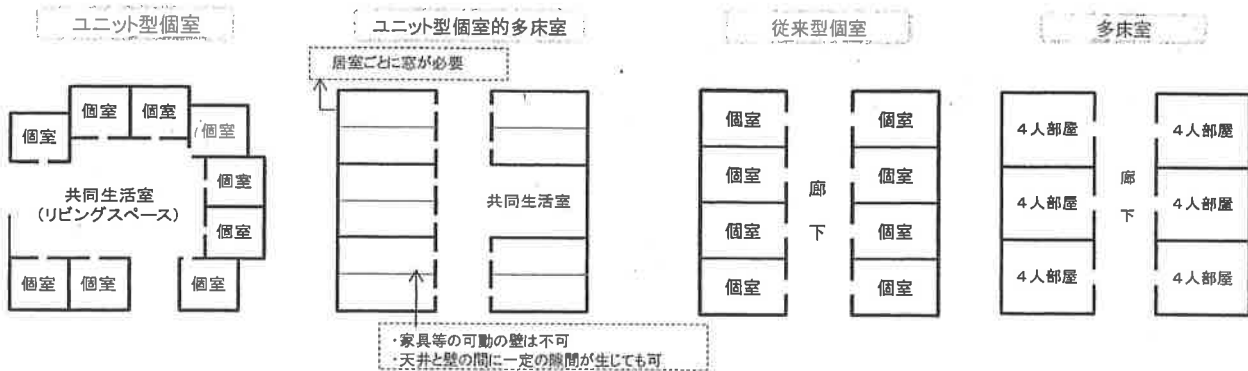
(参考)介護職員処遇改善加算の区分



130

### 13. 短期入所療養介護 ⑧居室とケア

<b>概要</b>
○ ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室の多床室」に変更する。



131